

広域総統第1号  
平成29年8月25日

経済産業大臣 世耕 弘成 殿

電力広域的運営推進機関 理事長 金本 良嗣

計画値同時同量制度下における電気の安定供給の確保に係  
る指導等について

電力広域的運営推進機関（以下「当機関」という。）は、電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第28条の4で定めるとおり、電気事業者が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視及び電気事業者に対する電気の需給の状況が悪化した他の小売電気事業者、一般送配電事業者又は特定送配電事業者への電気の供給の指示等の業務を行うことにより、電気事業の遂行に当たっての広域的運営を推進することを目的としています。また、当機関は、当該目的を達成するため、法並びに貴大臣の認可を受けた定款、業務規程及び送配電等業務指針の規定に基づき、所要の業務を行っています。

当機関の業務の一環で、総合資源エネルギー調査会の下に設置されている審議会（電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会。以下「作業部会」という。）における議論も踏まえ、当機関は、資源エネルギー庁及び電力・ガス取引監視等委員会との連携の下、従来以上に厳格な監視を実施中であり、インバランスを繰り返し相当程度発生させている電気事業者76者に対し、注意喚起を行った上で、適正な計画の提出、不適切な計画の発生原因及び供給力確保を含む再発防止策の説明を要請し、それらの説明も踏まえ、現在、当該事業者の状況について確認中です。

当機関は、当該事業者に対し、注意喚起を今後とも行うとともに、必要に応じ、ヒアリングや報告徴収、当機関の業務規程に基づく指導又は勧告等を行う方針の下、本日、株式会社F-Power（代表者：代表取締役 鈴木順子）に対し、電気供給事業者である同社が送配電等業務指針第138条第2項及び同条第3項の規定に照らして不適切な行為

を行っていたこと等が認められたため、業務規程第179条第1項第1号及び第7号に基づき、同社に対し、所要の措置を講ずるよう指導を行いました。

他方、作業部会においては、平成28年4月に導入された計画値同時同量制度下でのインバランス料金制度の見直しが議論され、中間論点整理の中で、以下の3点が示されています。

- ① 事業者の計画遵守インセンティブを向上させ、計画値同時同量制度の適切な運用を目指すべく、本年10月を目途に現行インバランス料金制度の見直しを行う。
- ② 今後もインバランス料金制度の運用状況を見ながら、必要に応じて制度見直しと監視・指導を行っていく。
- ③ 市場の厚みや調達機会の維持・向上は、供給力確保のために必須であることから、これまで行ってきた卸電力市場の監視を更に強化し、旧一般電気事業者の自主的取組の状況や、各事業者の入札状況も含めて、より細かに確認していく。

電力・ガス取引監視等委員会では、中間論点整理も踏まえつつ、これまで実施してきた電力取引の監視を更に強化しています。また、電力・ガス取引監視等委員会の下に設置されている審議会（制度設計専門会合）においては、旧一般電気事業者による自主的取組の実施状況の確認や改善策の提示のためのヒアリング等を実施し、グロス・ビディングを含めた卸電力市場の活性化策についての議論が行われています。

これらの議論を進めつつ、上述の措置を含め所要の措置を速やかに実施していくことは、当機関の送配電等業務の円滑な実施その他の電気の安定供給の確保を図る観点からも、極めて有意義であると考えています。

国においては、引き続き検討を進められ、適時適切に対応されることを要望します。